

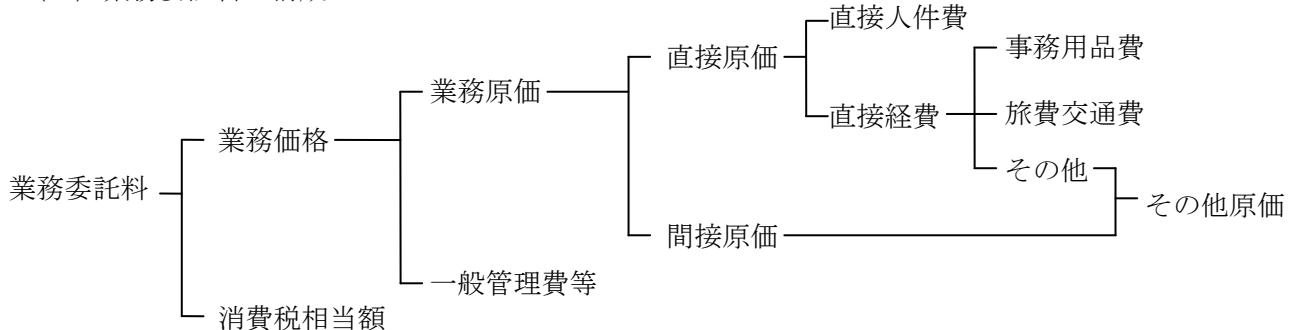
河川巡視支援業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者的人件費とする。

(ロ) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

a 事務用品費

b 旅費交通費 等

(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

ロ 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人事費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

二 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方により積算するものとする。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額})\end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

① 平常時

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

(i) 巡視支援業務

a 通常勤務

河川巡視業務に従事する河川巡視員の基準日額については、技術員を標準とする。

b 超過勤務

超過勤務は、現場において通常的に行うものについては、河川巡視員の時間外給与とし実状に応じて計上する。なお、これは設計変更の対象とはしない。ただし、当初の設計日数等に変更のあった場合はこの限りではない。

超過勤務時間当たり単価は次式により積算する。

$$\text{超過勤務時間当たり単価} = (\text{巡視員の基準日額}) \times 1 \times / 8 \times A \times B$$

※但し、A : 125 / 100 又は 150 / 100 : 時間外又は深夜割増

B : 基本給構成比

$$\text{月額単位} = \text{基準日額} \times \text{標準月当たり日数} + \text{超過業務標準時間相当額}$$

$$= \text{基準日額} \times 19.5 \text{日} / \text{月} + \text{超過業務時間当たり単価} \times \chi \text{時間} / \text{月}$$

$$\chi = \text{超過業務標準時間}$$

(現地の状況に応じて必要時間を定め計上すること。)

(ii) 打合せ、指揮監督等

a 業務計画

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
業務計画	2.3				1業務あたり

備考 1. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

b 打合せ

1回あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
着手時	0. 5				
中間時	0. 5				1回／月を標準とする
業務完了時	0. 5				

備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。
 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
 3. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。
 4. 打合せ場所は、事務所（出張所）を標準とする。

c 指揮・監督

12ヶ月あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
指揮・監督	8. 0				

備考 1. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

(口) 直接経費

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b 旅費交通費

旅費交通費は、土木設計業務等標準積算基準及び同（参考資料）に準ずる。

口 その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(3) 河川巡視に技師(C)を必要とする高度な業務内容

河川区域内の放置車両・投棄車両・放置船・沈廃船の撤去・大型ゴミの投棄の撤去・浮浪者等の撤去等に、時間・日時を要し、巡視員が対応すれば他区間の巡視が

出来ない状況であり、また、これらの対策は、事務所内部だけで解決できる問題でなく、広く地元警察署・公共団体等一連で実施しなければ解決できない。

以上の内容を、出張所・事務所職員のみで対応することは、他の業務に多大な影響をおよぼすため、技師(C)に撤去計画・警察署との立ち会い・公共団体等との打合せ等を行わせることができる。

② 出水時

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

a 事前打合せ

業務実施に先立ち、業務内容の説明会及び事前調査・通報訓練を実施するもので、これらは交替班も含めた全班数とし、1日分を計上する。

b 巡視業務

[班編成]

巡視業務の班編成は、次表を標準とする。

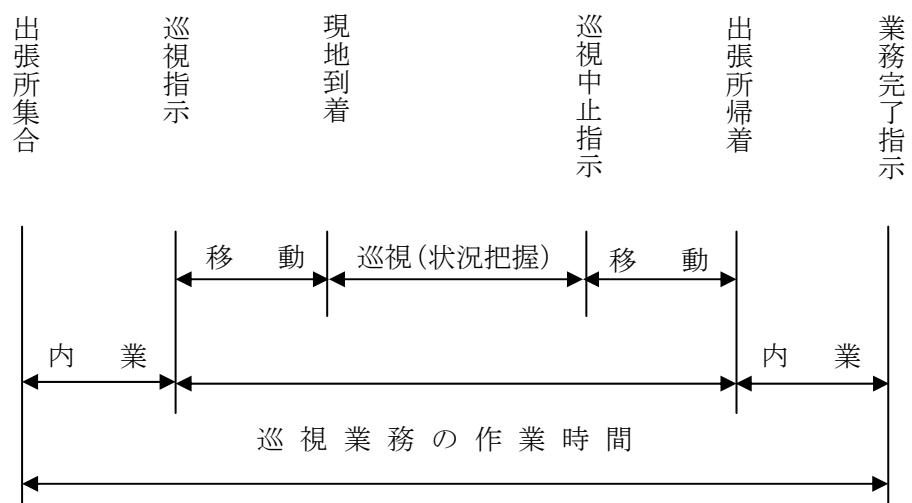
職種	員数
技術員	1人
普通作業員	1人
一般運転手	1人

[時間単位の算定]

対象時間	時間帯	1時間当たり単価
5h～22h	始めの8時間	基準日額×1/8……①
	8時間をこえる部分	①×構成比×1.25
22h～5h	始めの8時間	①+①×構成比×0.25
	8時間をこえる部分	①×構成比×1.5

[作業時間の算定]

作業時間の算定は、下図を標準とする。



(注) 1. 各段階での支持は、監督職員が行うものとし、巡視業務の作業時間は、

出張所集合から業務完了指示までとする。

2. 12 時間交替制とする。
3. 当初設計は、各時間帯とも見込み時間数を計上し、変更設計で精算するものとする。

[運転時間]

- ・出発地は、出張所として精算する。また、班の交替は現地交替とする。
- ・車両の標準速度は下記とする。

現地までの移動速度 ······ 30 km/h

重要水防箇所 (A・B・C) ······ 10 km/h

その他の区間の巡視速度 ······ 20 km/h

- ・車が進入出来ない区間は、徒歩による巡視とし、速度は 2 km/h とする。

[班数の算定]

- ・上記の運転時間で算出した巡視時間が、1 巡するのに 1 時間以内となる班数を設定するのを標準とする。

(ロ) 直接経費

a. 旅費交通費

交通費は、業務に従事する者が、原則として自動車で往復する費用とし、日額の旅費は精算しないものとする。

b. 現場経費

業務に必要な自動車 (5 人乗りライトバン 1,500cc) の経費を計上するものとする。

ロ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(その他原価) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価 (直接経費の積上計上分を除く) に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

4. その他

(1) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}$$

① 直接人件費

イ 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。
ロ 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。
(編成人員及び超過業務時間)

② 直接経費

イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になつた場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。
ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わるのはこの限りではない。
ロ 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に關係なく官積算により変更するものとする。

③ その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。

(2) 車両管理

巡回に必要となる自動車の積算は、「車両管理業務委託積算基準」により積算するものとする。

(3) その他

その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、土木設計業務等標準積算基準書及び同（参考資料）を参考とする。